

ひたちなか市公設学童クラブについて

《目的》

学童クラブは、児童福祉法に基づき、放課後児童対策事業として、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から3年生までの児童の保護と健全育成を図る。市内全小学校(20校)の各クラブに指導員を配置し、児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を目的とするとともに、遊びを通して自主性、社会性及び創造性を育む。

《開設期間》 下記に定める休日を除く全て

学童クラブの休日は、次のとおりとする。

- 1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 2 土曜日及び日曜日(毎月第一土曜日を除く)
- 3 8月13日から8月15日まで
- 4 12月29日から翌年の1月3日まで
- 5 県民の日を定める条例(昭和43年県条例第3号)による県民の日
- 6 ひたちなか市立学校管理規則(平成6年教委規則第10号)第3条第1項第9号の規定により、教育長が指定又は承認した日

※平成22年度に第一土曜日、平成23年度に創立記念日、平成26年度から振替休校日に開設

《開設時間》

平日：授業終了時から午後6時まで

夏・冬・春休み・第一土曜日：午前8時から午後6時まで

※保護者の送迎が入会条件。

《児童の入会》

前年度12月頃(予定)に、翌年度4月からの入会申込みを受付後、審査を経て必要性の高い児童を優先に、各小学校の定員数に基づく児童を決定する。途中入会・長期のみ入会は、定員に空きがある場合、審査を経て必要性の高い児童を優先に決定する。

提出書類：学童クラブ入会申込書、雇用証明書(両親分)、
家庭状況申立書兼調査票

提出先：ひたちなか市教育委員会 青少年課 (ひたちなか市青少年センター)
ひたちなか市勝田中央14-2 電話029-272-5883

《児童の退会》 上記担当課 又は 各学童クラブに『退会届』を提出。

《加入条件》

小学1年生から3年生までの児童で、保護者(同じ住居に住んでいる親族含む)が就労・疾病等により、放課後における児童の保護が困難な場合に限りませす。

- ・保護者等が就労の場合は、1日6時間以上・月20日前後の勤務があること。
- ・午後6時までに、保護者等の迎えが可能であること。
- ・保護者の疾病等の場合、その期間に限る。

- ・祖父母と同居世帯は入会対象となりませんが、祖父母が就労等により留守家庭の場合は対象となります。

《保育料》 無料，ただしスポーツ安全保険料として年間 810 円(振込手数料込)

《指導員の員数》

- ・ 60 人まで 2 人，61 人以上は 3 人，障害児等により加配を実施
平成 26 年度当初 20 校 29 クラブに 125 人在職。
平均年齢 53 歳。保育士等資格所持 20%

放課後児童クラブ ガイドライン

策定：厚生労働省（一部抜粋）

【指導員の役割】

- ①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
- ②体罰等，子どもの身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③保護者との対応，信頼関係の構築
- ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤指導員としての資質の向上
- ⑥事業の公共性の維持

【指導員の活動】

- ①子どもの健康管理，出席確認をはじめとした安全の確保，情緒の安定を図ること。
- ②遊びを通しての自主性・社会性・創造性を培うこと。
- ③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え，必要な援助を行うこと。
- ④基本的生活習慣についての援助，自立に向けた手助けを行うとともに，その力を身につけさせること。
- ⑤活動状況について家庭との日常的な連絡，情報交換を行うこと。
- ⑥児童虐待の早期発見に努め，児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては，関係機関と連携して対応を図ること。
- ⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。